

令和5年度青森市移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち別表に規定する条件不利地域を除いた地域（以下「東京圏」という。）から本市に移住した者に対し、当該年度の予算の範囲内で移住支援金を交付することにより、本市への移住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（専門課程を置く専修学校をいう。）その他の高等教育機関をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 青森県が運営する求職者向けインターネットサイト「あおもりジョブ」をいう。

(対象者の要件)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の第1号の要件に該当し、単身世帯にあっては第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかに、2人以上の世帯にあっては第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第7号の要件に該当するものとする。

- (1) 次の移住等に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 本市に転入する日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。
 - (イ) 本市に転入する日の前日まで連續して1年以上、東京23区に居住していたこと又は東京圏に居住し、東京23区に所在する事業所に雇用保険の被保険者又は個人事業主として通勤していたこと。ただし、東京23区に所在する事業所への通勤期間については、本市に転入する日の3か月前までを当該1年の起算点とことができ、また、東京圏に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を（ア）に規定する通勤していた期間とみなすことができる。
 - イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 申請時において、本市に転入後1年以内であること。
 - (イ) 申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
 - ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
 - (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ウ) 市税に未納の額がないこと。
 - (エ) 青森県及び青森市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 本市に転入した後1年内に青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (3) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
 - ア 就業先が、青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

- イ 就業先が市内に所在する事業所であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- オ 求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
- カ 就業先の法人に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (4) 次に掲げるテレワークに関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと。
- イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (5) 次に掲げる専門人材に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。
- イ 就業先が市内に所在する事業所であること。
- ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- エ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (6) 次に掲げる関係人口に関するア又はイの要件のいずれかに該当し、かつ、ウの要件に該当すること。
- ア 本市での移住体験事業を経験していること。
- イ 本市での移住相談（東京ビジネスセンター、本市が参加する移住相談イベント及び青森圏域Uターン就活サポートデスクでの相談を含む。）を転入前に2回以上行っていること。
- ウ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
- (ア) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
- i 就業先が官公庁等でないこと。
- ii 就業先が雇用保険の適用事業主であること。
- iii 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。
- iv 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 次に掲げる就農に関する要件のいずれにも該当すること。
- i 主たる農地の所有権又は利用権を市内に有していること。
- ii 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りていること。
- (ウ) 次に掲げる起業に関する要件のいずれにも該当すること。
- i 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業でないこと。
- ii 設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者でないこと。
- (7) 次に掲げる世帯に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住前において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力

と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、単身世帯にあっては60万円とし、2人以上の世帯にあっては100万円（18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、移住した日の属する年度の4月1日現在において18歳未満の者1人につき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに本市へ転入した場合にあっては30万円を、令和5年4月1日以降に本市へ転入した場合にあっては100万円を加算した額）とする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、本市に転入した日から1年に達する日又は令和5年12月28日のいずれか早い日までの間に、令和5年度青森市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 本人確認ができる書類
- (2) 移住後の就業先の就業証明書（様式第2号）
- (3) 転入前の居住地及び居住期間、転入前及び申請時において同一世帯であること並びに本市に転入したことがわかる戸籍の附票等
- (4) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、転入前の在勤地・就業期間を確認できる書類
- (5) 青森県起業支援事業に係る起業支援金交付決定通知の写し（第3条第2号に該当する場合に限る。）
- (6) 市税に係る納税証明書
- (7) 個人情報確認同意書（様式第3号）
- (8) 移住前の業務を引き続き行うことが確認できる業務委託契約書等の写し（第3条第4号に該当し、かつ、個人事業主の場合に限る。）
- (9) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用したことがわかる書類（第3条第5号に該当する場合に限る。）
- (10) 履歴事項全部証明書及び法人設立届の写し（第3条第6号ウ（ウ）に該当し、かつ、法人を設立した場合に限る。）
- (11) 開業届の写し（第3条第6号ウ（ウ）に該当し、かつ、個人事業主の場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事實を、市が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否の決定及び当該支援金の額を確定し、令和5年度青森市移住支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から令和5年度青森市移住支援金交付請求書（様式第5号）の提出があったときは、当該請求に基づき移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付の申請)

第8条 申請者は移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、交付決定通知書再交付願（様式第6号）（以下「再交付願」という。）

を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、青森市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第7号)を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、移住支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められたときは、居住状況報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、青森市移住支援金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めて移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合又は青森県内の他市町村に転出する場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 移住支援金の申請日から5年に達する日までの間に本市から青森県外に転出した場合
- (3) 青森県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (4) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(第3条第3号又は同条第5号の要件に該当する者として移住支援金の交付を受けたものに限る。)

2 前項の規定による移住支援金の返還請求額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次に掲げる場合 全額
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 移住支援金の申請日から3年に達する日の前日までの間に本市から青森県外に転出した場合
 - ウ 青森県起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
 - エ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(第3条第3号又は第3条第5号の要件に該当する者として移住支援金の交付を受けたものに限る。)
- (2) 移住支援金の申請日から3年が経過した日から5年に達する日までの間に本市から青森県外に転出した場合 半額

3 青森県内の他市町村へ転出し、その後青森県外に転出した場合は、返還を請求するものとする。

(返還の免除)

第12条 移住支援金の交付を受けた者は、前条第1項に規定する事由に該当するに至った要因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書(様式第10号)及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。

2 市長は前項の申請があったときは、返還免除の可否について移住支援金返還免除協議書(様式第11号)により青森県に協議するものとする。

3 市長は第1項の申請を受理したときは、前項の青森県の同意後、その内容を審査し、返還免除に係る決定内容を移住支援金返還免除承認通知書(様式第12号)又は移住支援金返還免除不承認通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

- 第13条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が青森県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し通知するものとする。
- 2 青森県内の他市町村から移住支援金の交付を受けた者が当該他市町村から本市に転入し、その後青森県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨を通知するものとする。
- 3 返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有するものとする。

(取扱方法)

- 第14条 この要綱及び青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日等)

この要綱は、令和5年4月4日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日等)

この要綱は、令和5年7月25日から実施し、この要綱による改正後の令和5年度青森市移住支援金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

別表（第1条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村